

[戻る](#)

## II. 調査概要

### (1) 調査の目的

わが国の生殖補助医療は、急速な技術進歩と共に、社会に着実に普及してきている。一方、生殖補助医療をめぐる様々な問題、特に第三者が関与する生殖補助医療(精子・卵子・胚を夫婦以外の第三者から提供を受けて実施する等)に関連する課題に対して適切な対応を行う制度づくりが急務となっている。

これらの状況の下、厚生労働省においては、第三者の関与する生殖補助医療の是非やその規制のあり方、生殖補助医療に関する個人情報管理のあり方等の生殖補助医療を適正に実施するために必要な仕組みについて検討されている。これらの検討を行うに際し、医療の問題だけでなく、倫理、社会面での問題も多く含んでおり、広く意識を把握する必要があるため、平成10年度に、一般国民、患者、医師約6000名を対象とした調査を実施した。

その後、不妊治療への関心の高まりなどによって、生殖補助医療に対する国民の意識が急激に変化している可能性があることや、厚生労働省における検討が進んでおり、これに対応した具体的な国民の「現在の」意識を的確に把握することを目的として調査を実施する。また、生殖補助医療技術の専門的な情報の提供が回答に影響を与えるか否かも検証し、今後の情報提供のあり方に資することとする。

### (2) 調査方法

#### 1. 対象

全国200地点から、無作為抽出した20～69歳の男女4000名(前回同様の調査対象、以下調査票のみ群)および無作為抽出した20～59歳の男女4000名(リーフレットによる情報提供の調査対象、以下リーフレット群)の合計8000名のうち、実際に調査票を本人に届けることができた5840名。

#### 2. 方法

##### 1) 対象者の抽出

層化二段階無作為抽出法を用いた。層化はまず全国を10ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)に分類し、各ブロック内において、さらに、市郡規模で13大都市(札幌市、仙台市、千葉市、東京都区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市)、15万以上の都市、5万以上の都市、5万未満の都市、郡部に層化した。抽出は層化された各層の母集団の大きさにより200地点を比例配分し、各層の地点数を決め、市区町村コード一覧より対象市町村を決めた。個人抽出は住民基本台帳法に基づき各市町村の許可を得て、住民登録台帳より、調査対象適格者を等間隔に系統抽出した。

##### 2) 調査方法

対象者の居住地を管轄する保健所の協力を得て、留め置き法(訪問配付、後日回収、本人の意志により郵送回収可能)によった。一部、郵送法(郵送による配付回収)とした。

##### 3) 調査票、リーフレットと回答方法

調査票は前回(1999年2月)のものに準じて作成した。リーフレットは生殖補助医療技術について理解を深めるために作成した。いずれも、無記名自記式回答とした。

##### 4) 調査期間

平成15年1月

##### 5) その他

本調査は「疫学研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省)」に基づき、山梨大学医学部倫理委員会の承認を得ている。

### (3) 結果

#### 1. 回収率

回収率が60%を超え、全回収数も3000を超えており、国民の意識を知る上では、信頼できる調査であると言える。

回収率は次のとおり

	配付数	回収数	回収率
調査票のみ群	2522	1564	62.0%
リーフレット群	3318	2083	62.8%
合計	5840	3647	62.4%

#### 2. 回答者の属性

	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳代	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査票のみ群	12.0% (80)	14.3% (123)	16.8% (112)	18.8% (162)	22.4% (149)	20.6% (178)	23.7% (158)	22.6% (195)	24.6% (164)	23.3% (201)	0.5% (3)	0.5% (4)
リーフレット群	21.5% (179)	20.4% (240)	25.5% (213)	24.2% (284)	24.8% (207)	24.8% (292)	26.3% (219)	29.2% (343)	1.80% -15	1.50% -17	0.1% (1)	0.0% (0)
合計	16.80% (259)	17.30% (363)	21.20% (325)	21.50% (446)	23.60% (356)	22.70% (470)	25.00% (377)	25.90% (538)	13.20% (179)	12.40% (218)	0.20% (4)	0.20% (4)

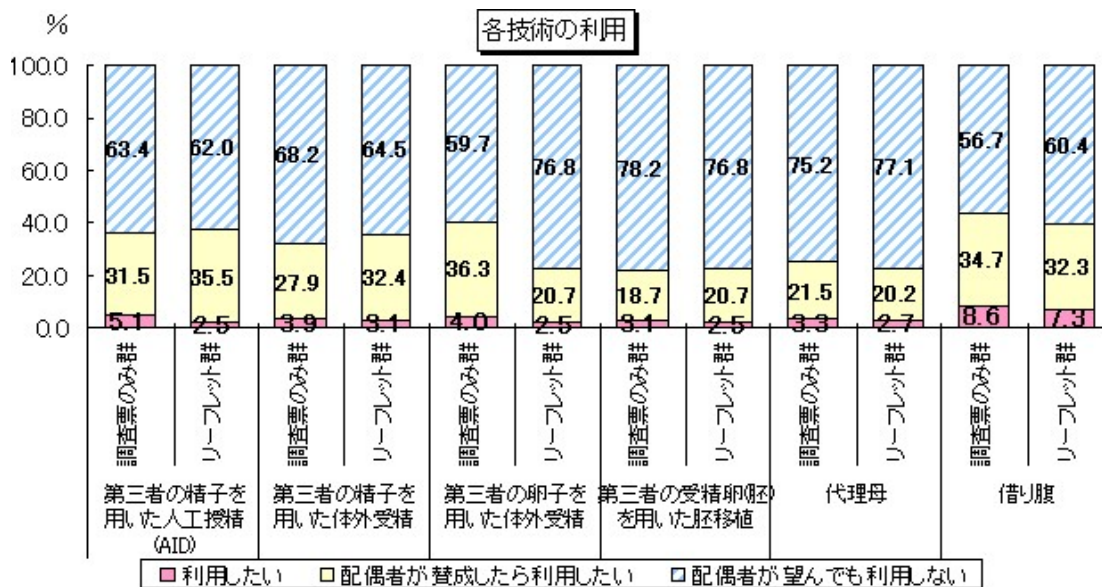
不明 108名

### 3. 各技術の利用

設問 この技術を利用するか？(Q3、Q5、Q8、Q12、Q16、Q20)

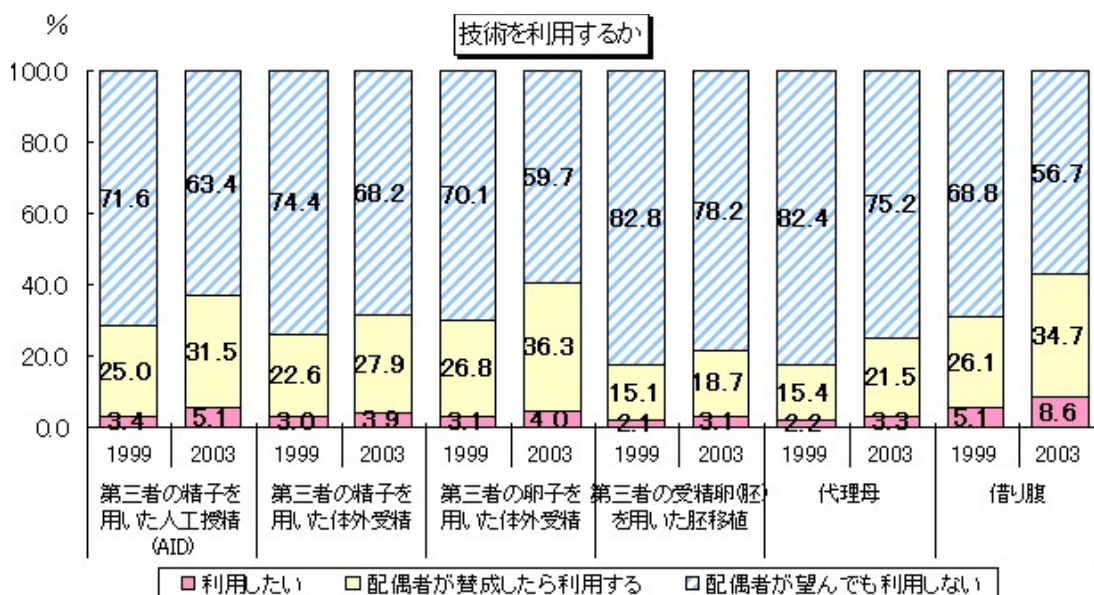
#### 1) 調査票のみ群とリーフレット群別の集計

調査票のみ群とリーフレット群では大きな違いはなかった。いずれも、「利用したい」は数パーセントであり、ほとんどの技術で6割以上が「利用しない」と回答した。



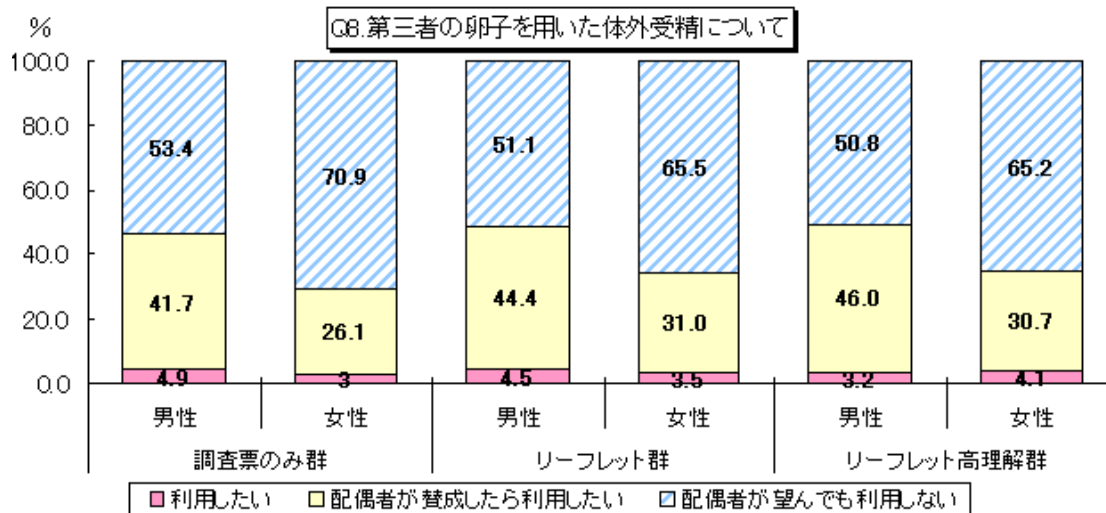
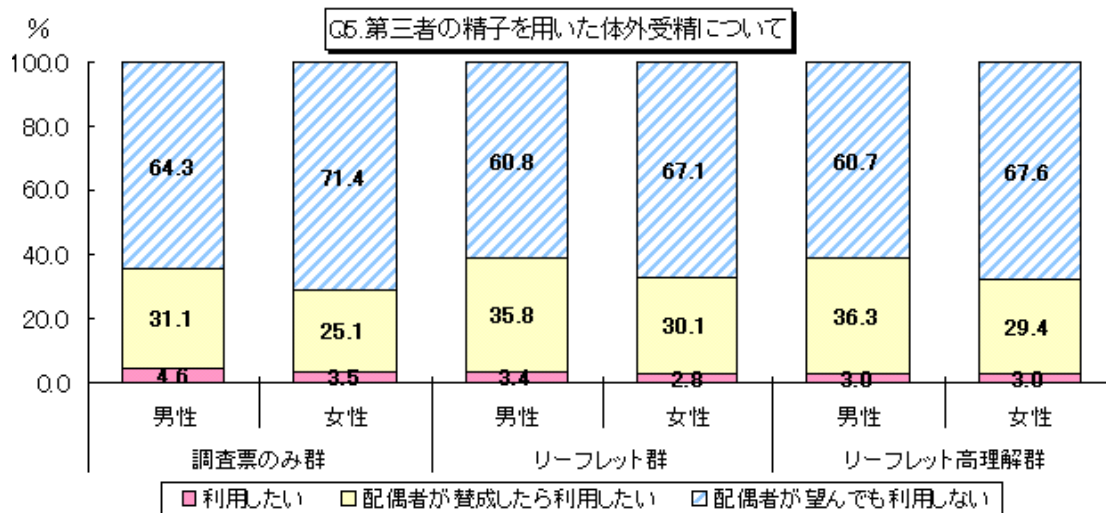
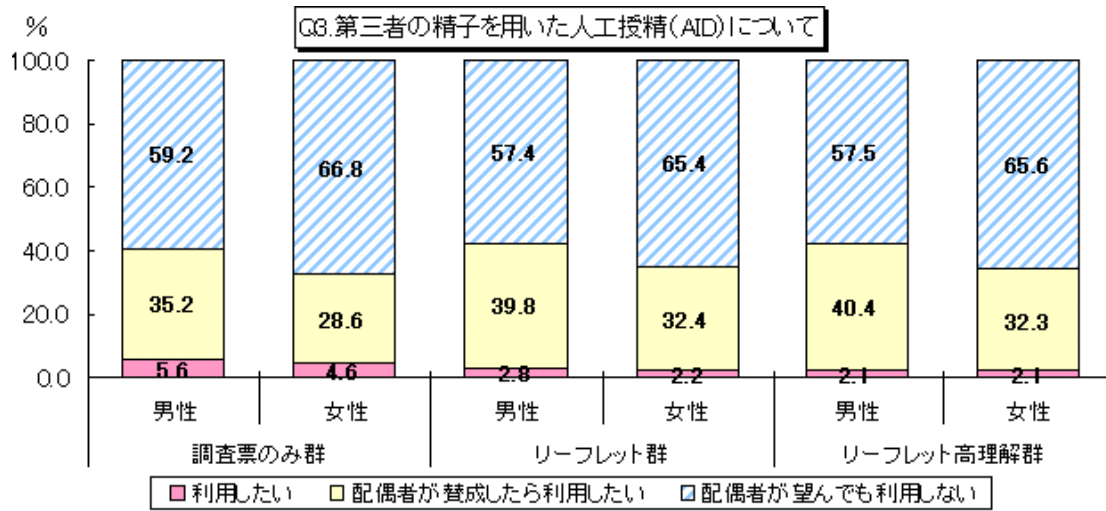
#### 2) 前回との比較

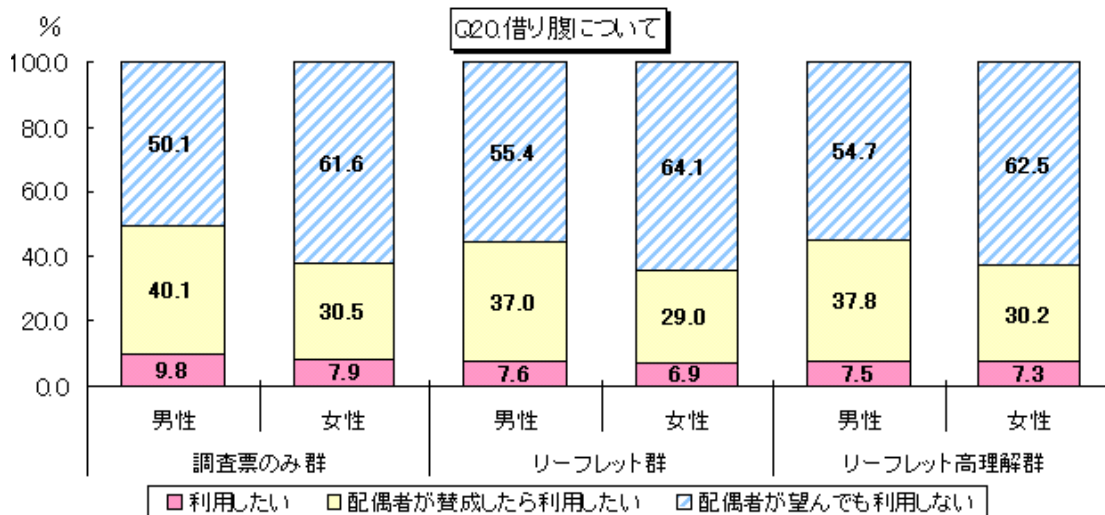
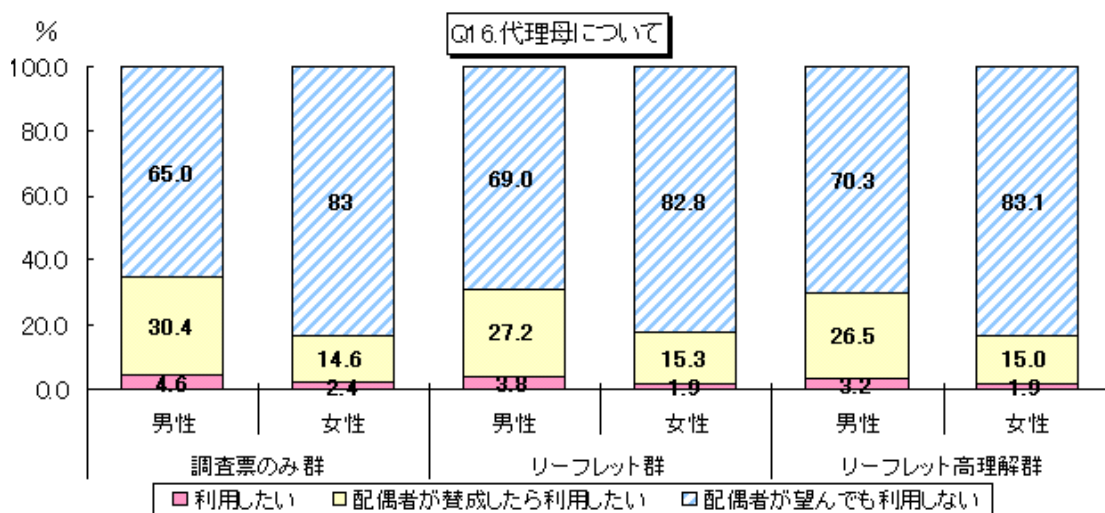
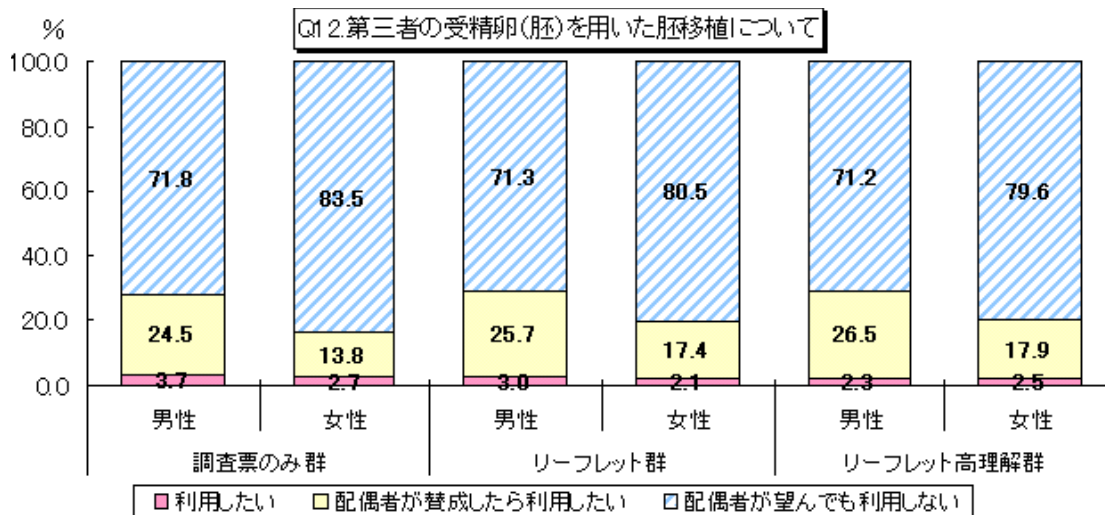
1999年の調査と比較すると、いずれの技術も「利用しない」が減少した



#### 3) 性別およびリーフレット群のうち高理解度を再掲

多くの技術で男女差が認められた。理解の度合いによる違いはほとんどなかった。





4. 各技術の是非

設問 一般論として各技術を認めてよいと思うか？(Q4、Q6、Q9、Q13、Q17、Q21)

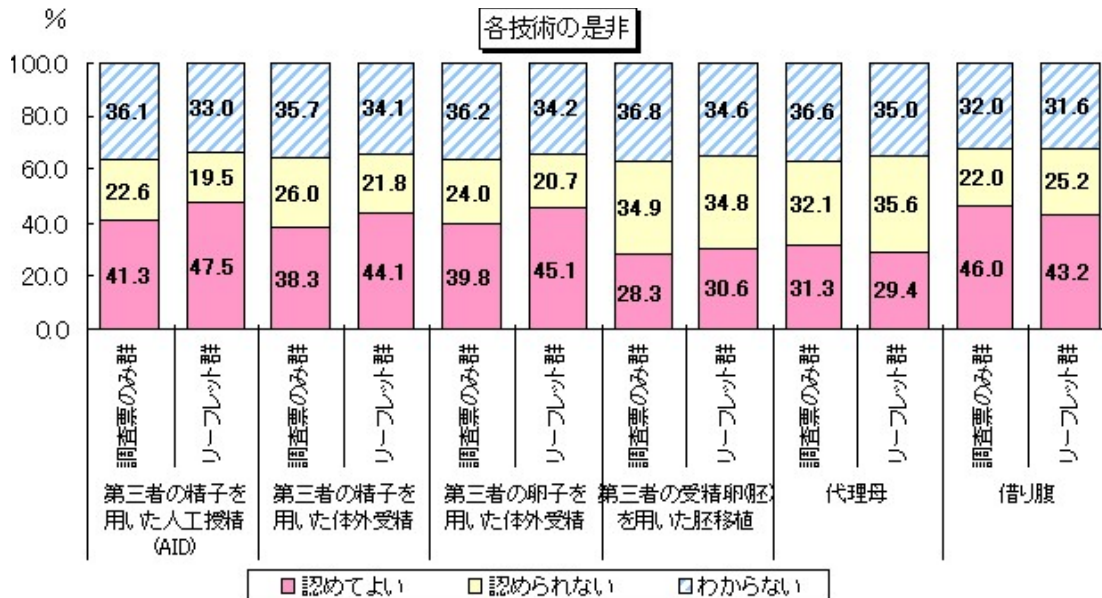
1) 調査票のみ群とリーフレット群別の集計

調査票のみ群とリーフレット群で違いはなかった。

第三者の受精卵、代理母は「認められない」が「認めてよい」を上回っていた。

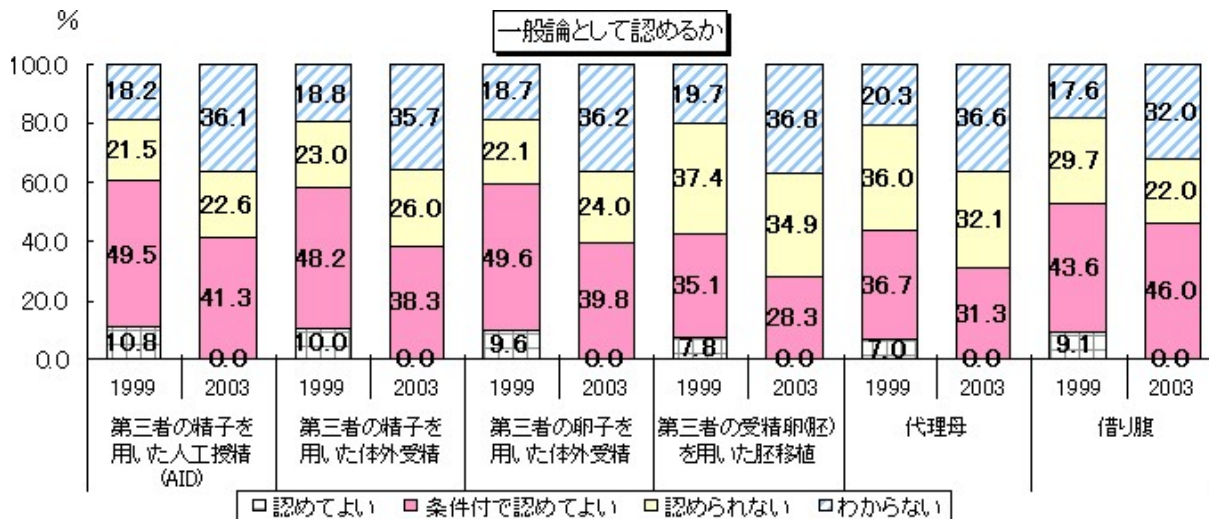
AID、第三者の精子、第三者の卵子、借り腹で約4割が「認めてよい」と回答していたが、半数は超えなかった。

いずれの技術も3割以上が「わからない」と回答していた。



2) 前回との比較

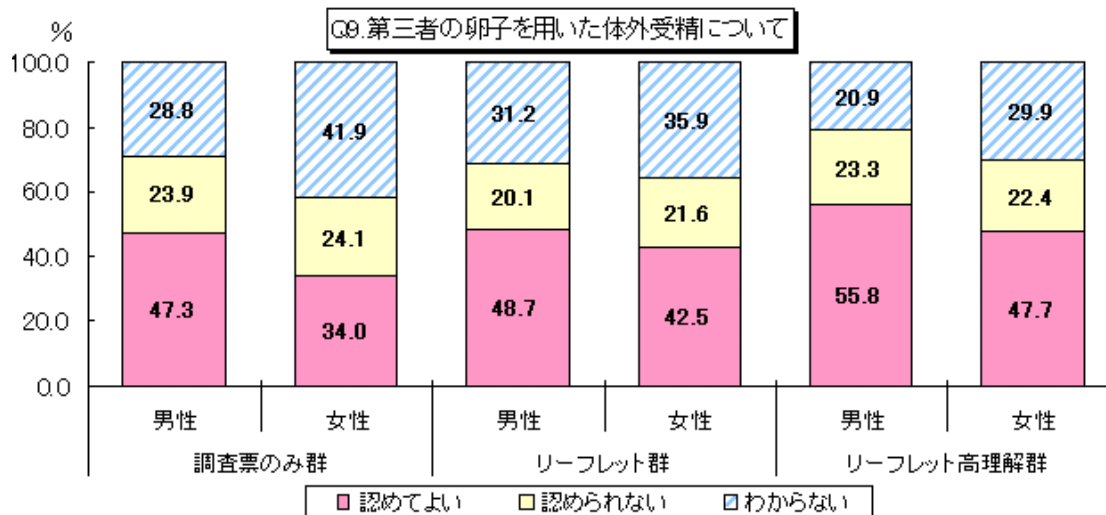
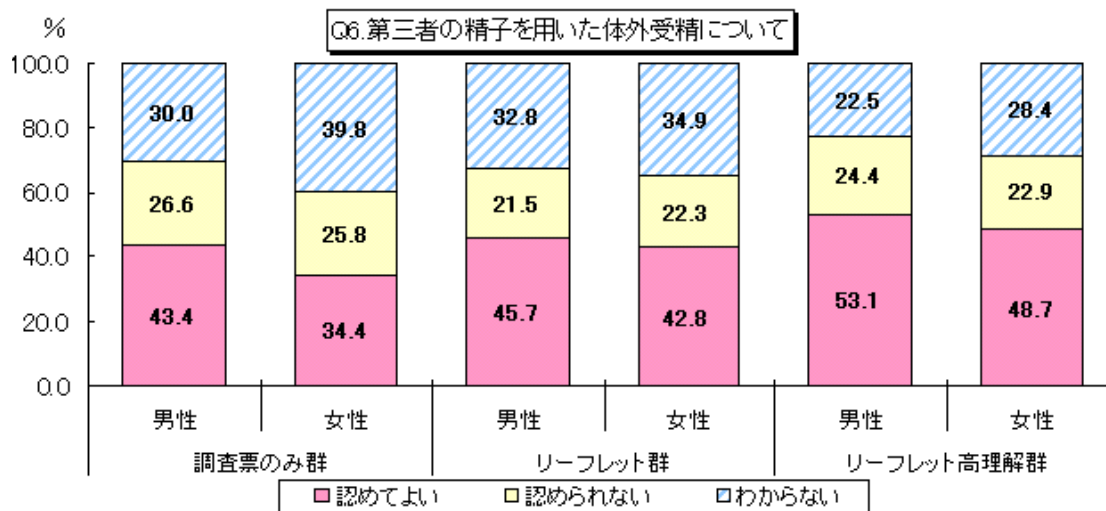
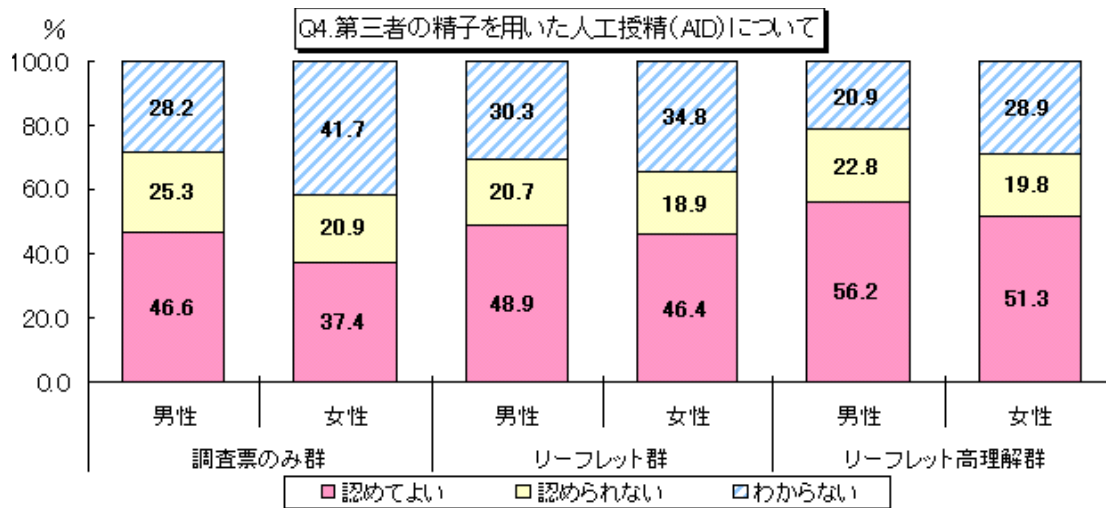
1999年の調査と選択肢が異なることから単純に比較できないが、「条件付で認めてよい」、「認められない」の回答から判断して、認めてよいが増加しているとは言えない。

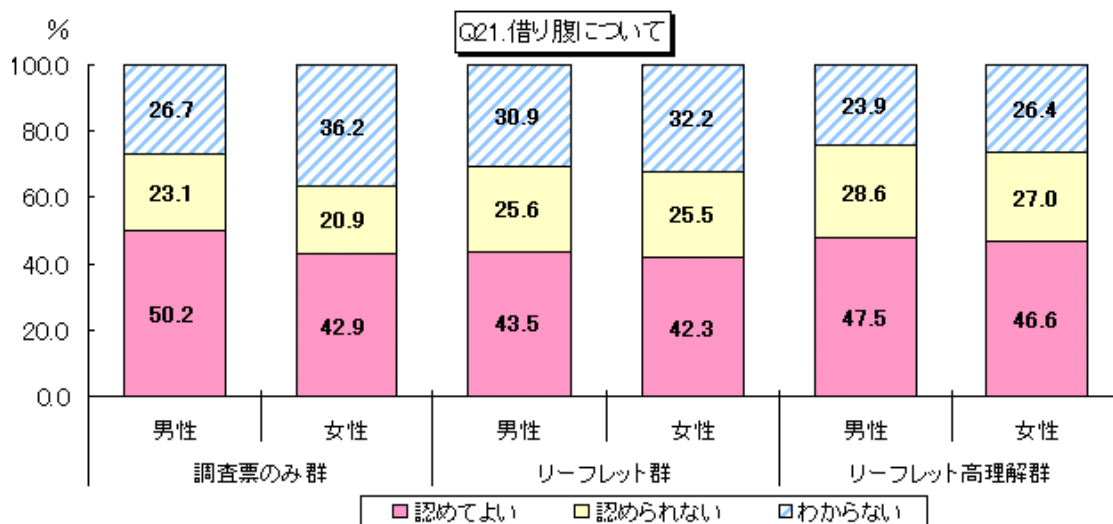
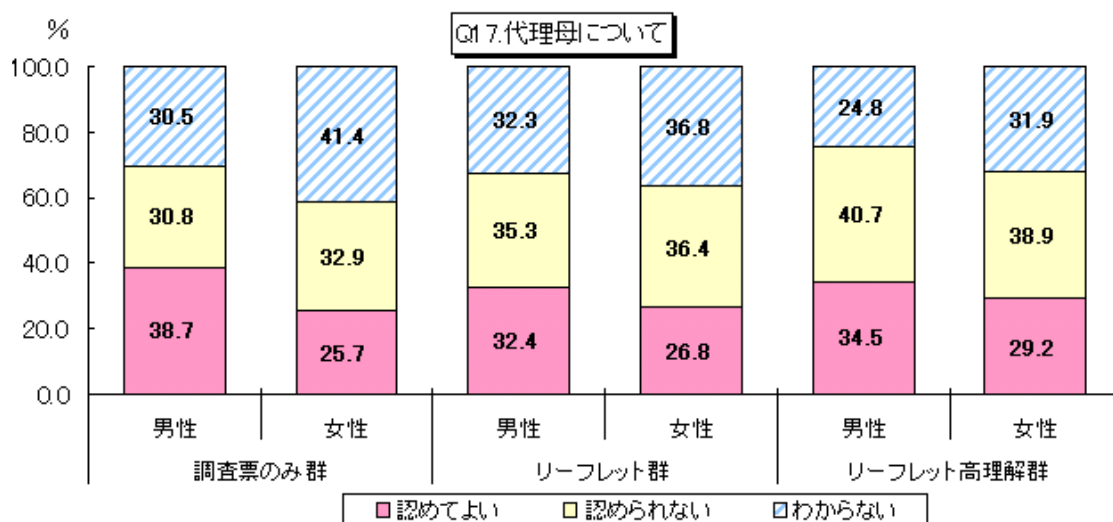
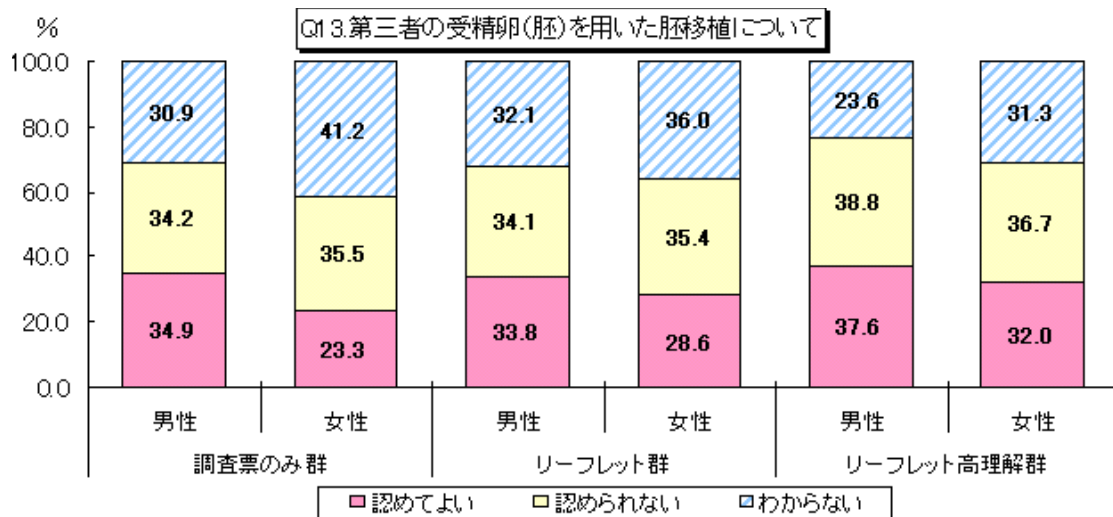


注 2003年の調査では「認めてよい(条件なしで)」が選択肢に入っていないために、単純な比較はできない。

3) 性別およびリーフレット群のうち高理解群を再掲

ほとんどの技術で、男女差が認められた。また、リーフレットの高理解群で、「わからない」が減少しており、その分、是非の両方の割合が多くなっていったが、その配分に大きな変化はなかった。

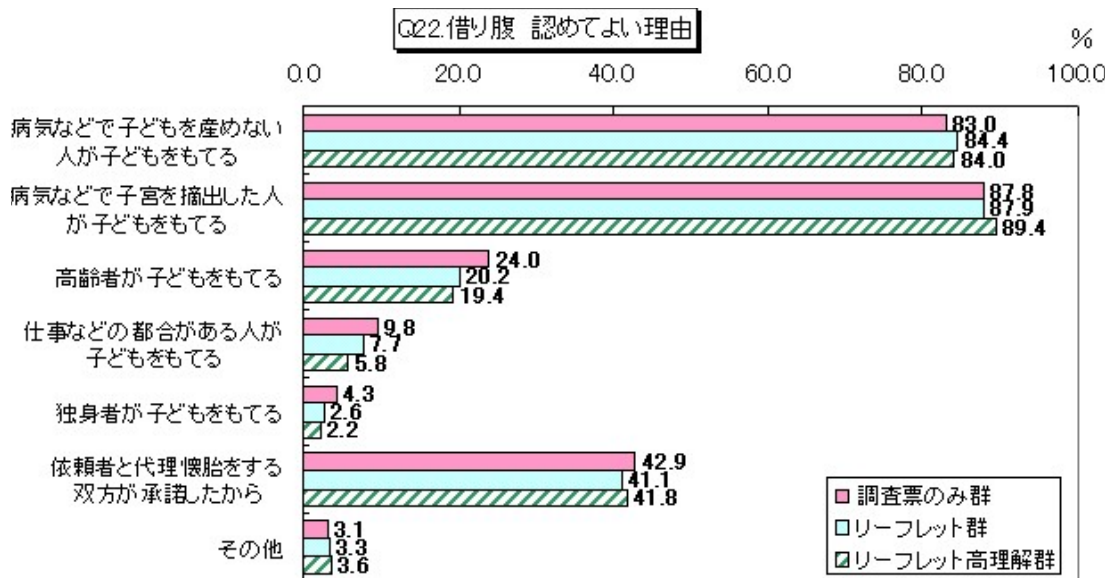




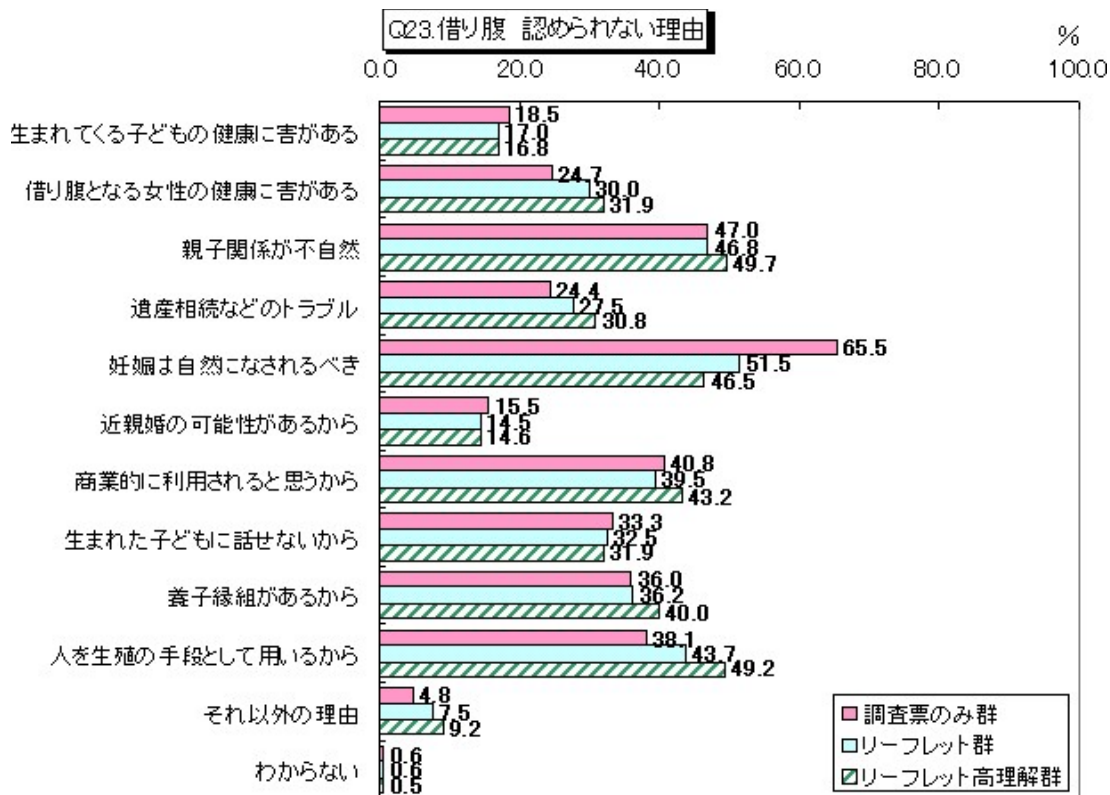
5. 社会的に認める理由と認められない理由(借り腹)

設問 認めてよい理由、認められない理由はなに？(Q22、Q23)

「病気などで子どもが産めない女性が子どもをもてる可能性があるから」が「認めてよい」の一番の理由。



「認められない」理由の一番は「妊娠は自然になされるべき」。以下「親子関係が不自然」「商業利用」「人を生殖の手段として用いるから」と続いた。

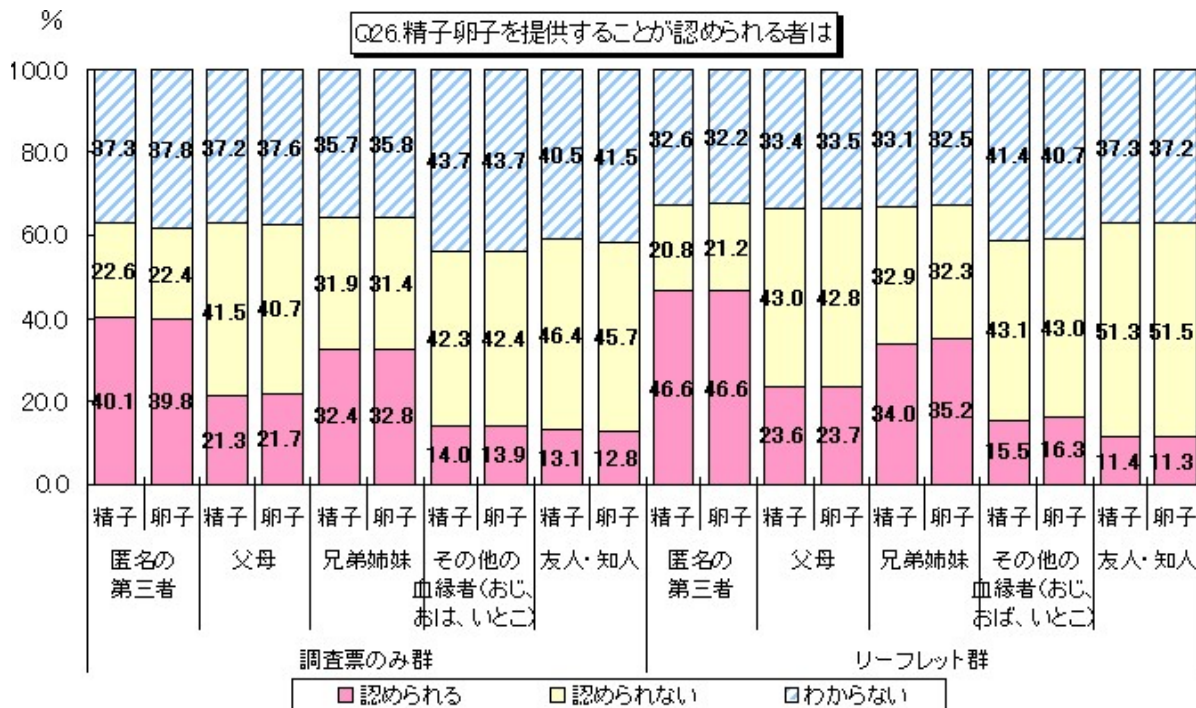


## 6. 精子・卵子の提供者について

設問 一般論として提供することが認められる者は？ (Q26)

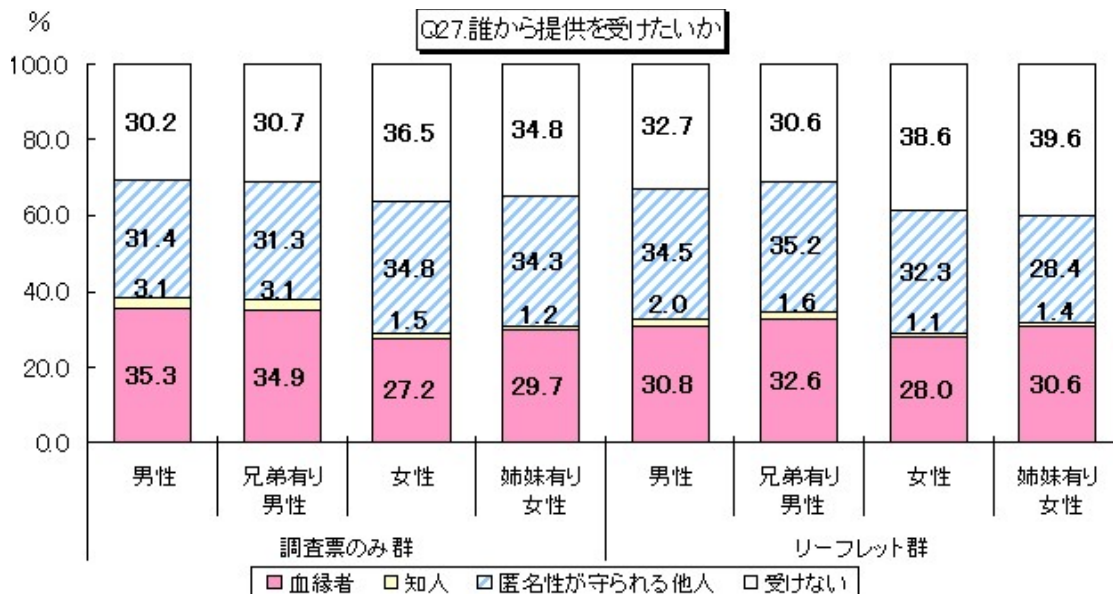
精子・卵子の提供者について、誰がその提供を認められるかについては「匿名の第三者」が40%、「兄弟姉妹」が35%、「父母」は20%強、「その他の血縁者(おじ、おば、いとこ)」、「友人・知人」は10~15%であり、「兄弟姉妹」は賛否がほぼ同じであった。また、いずれも「わからない」が40%弱あった。





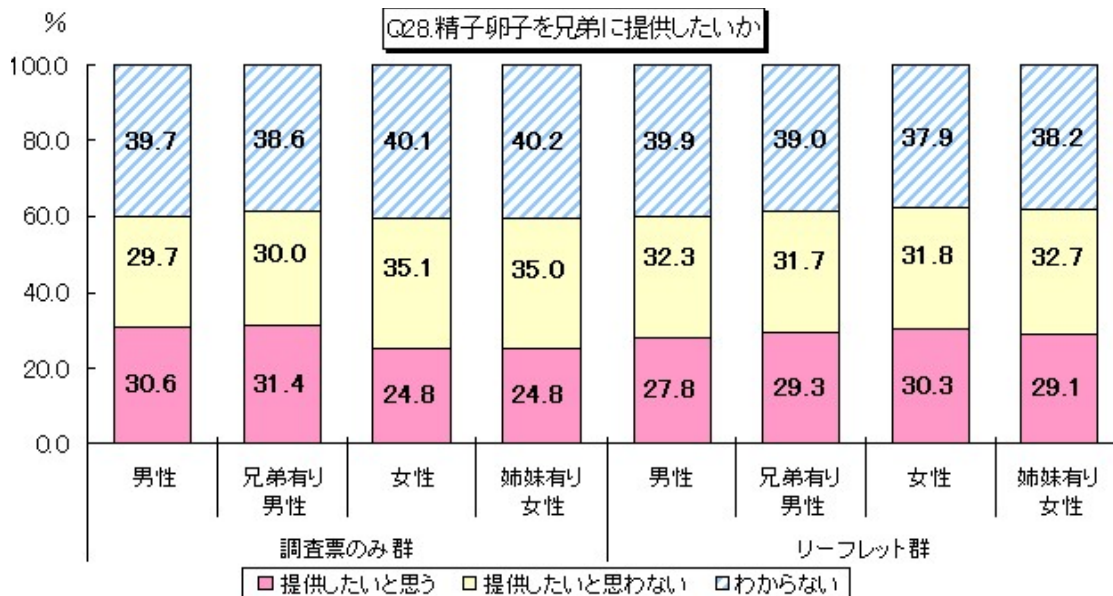
設問 誰から提供を受けたいか？(Q27)

「血縁者」と「匿名性が守られる他人の第三者」に意見が割れた。「知人」はほとんどなかった。



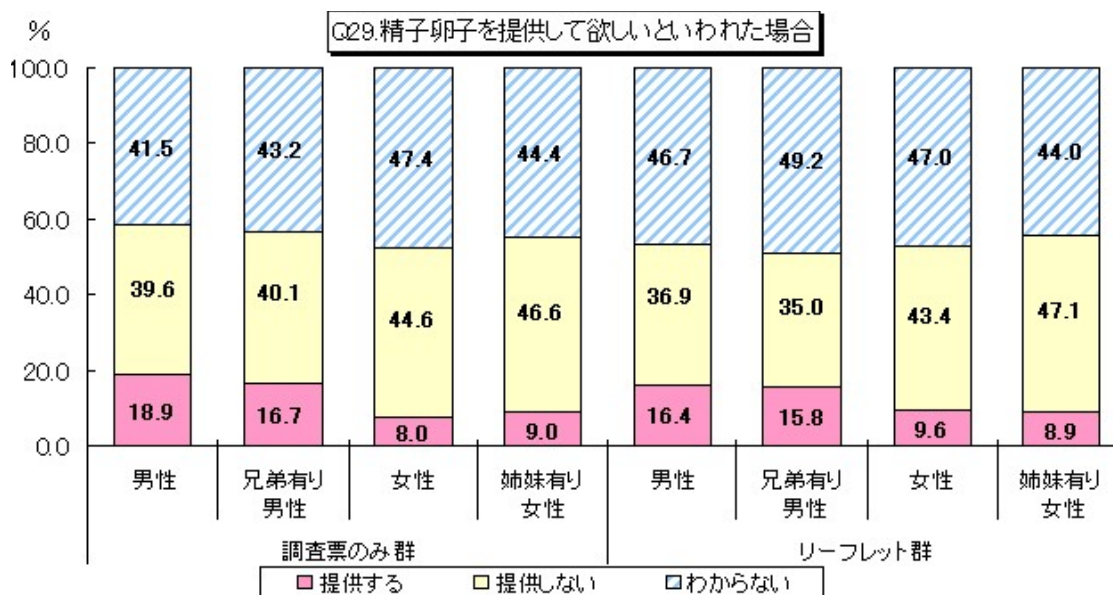
設問 兄弟姉妹に精子卵子を提供するか？(Q28)

「提供したいと思う」と「提供したいと思わない」に意見が分かれたが、「わからない」が4割いた。



設問 「提供したいと思わない」、または「わからない」人で、提供してほしいといわれた時に提供するか？ (Q29)

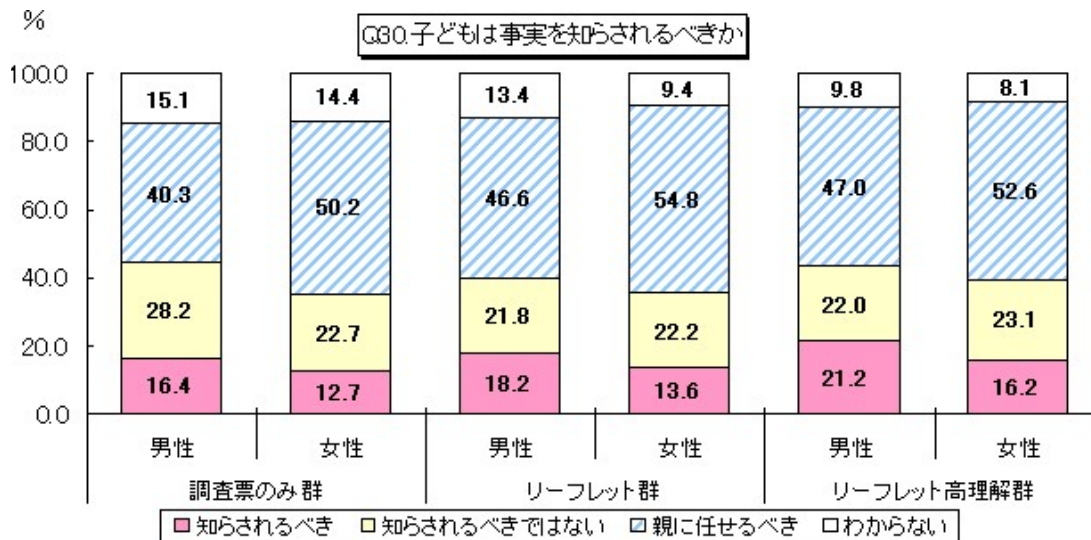
「わからない」が最も多く、4割を超えた。男性で、「提供する」が15%強いたが、女性は8%程度であった。



7. 精子・卵子・受精卵(胚)の提供により生まれた子どもが提供者に関する個人情報を知ること(出自を知る権利)について

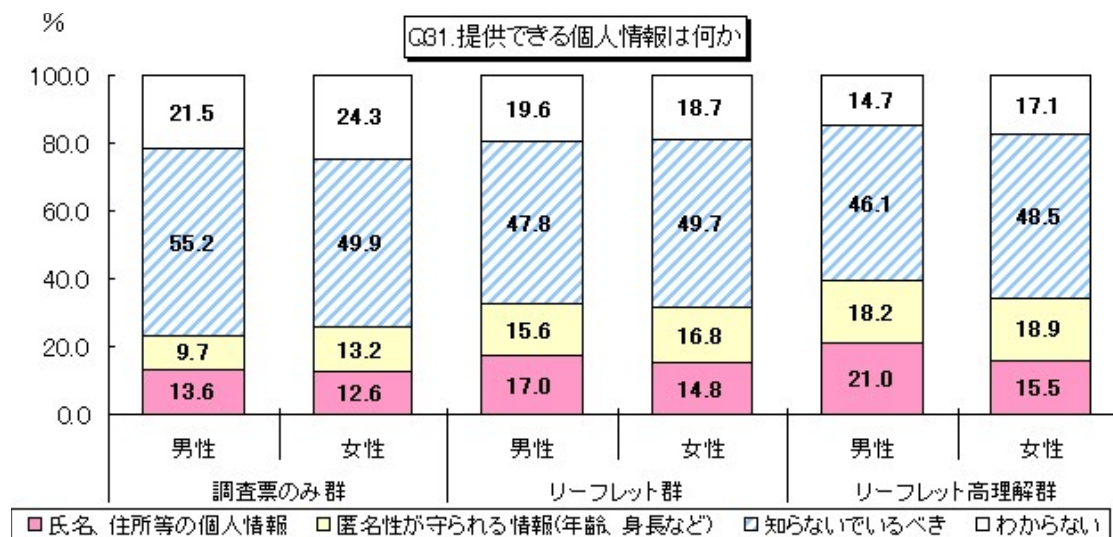
設問 子どもは事実を知らされるべきか？ (Q30)

出自を知る権利は「親に任せるべき」が約半数であり、「知らされるべきではない」が「知らされるべき」を上回った。



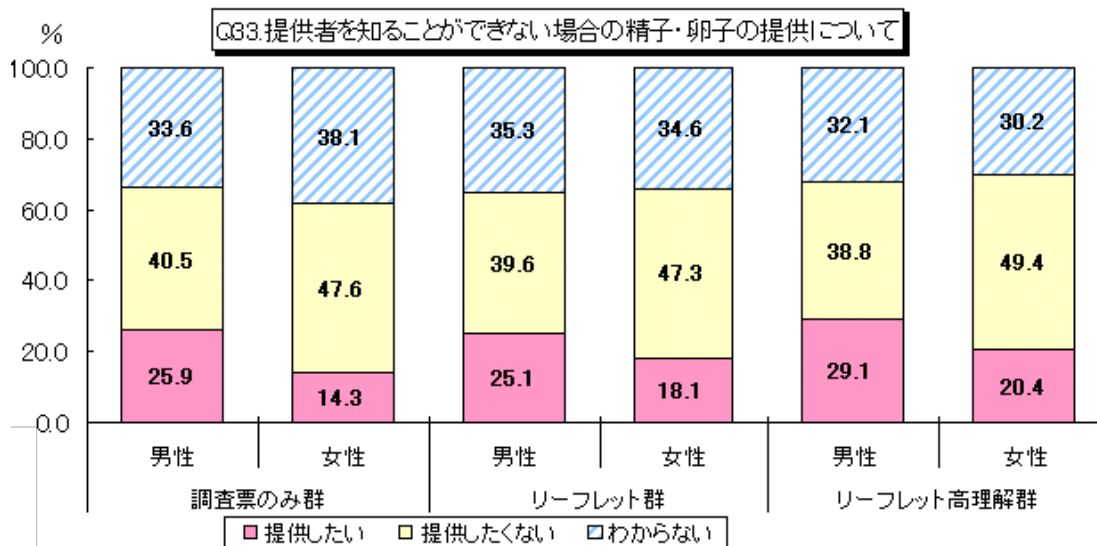
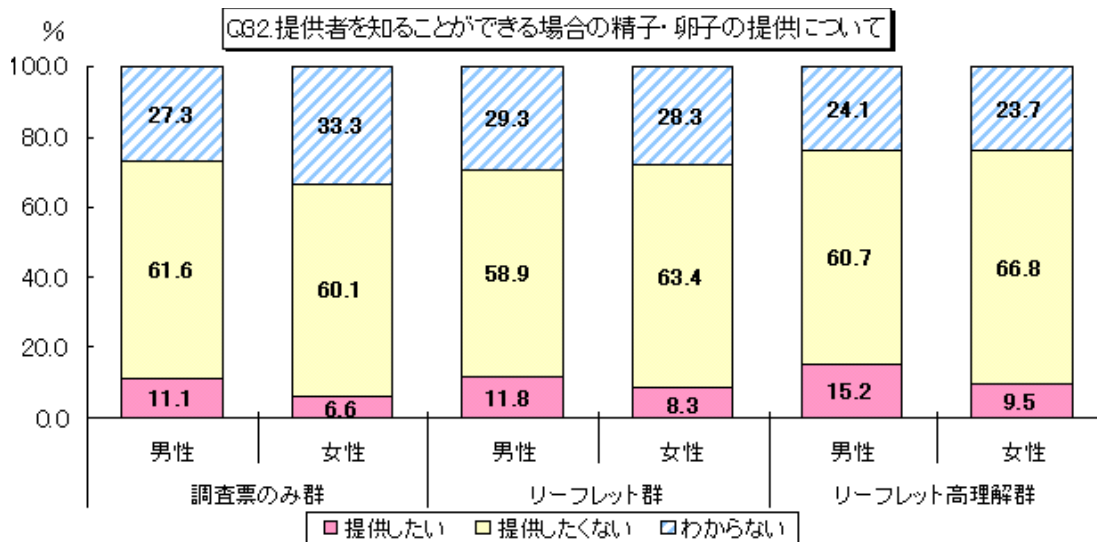
設問 子どもが知ることができる提供者の個人情報はどうなものか？(Q31)

「知らないでいるべき」が、約半数であったが、「氏名、住所等の個人情報」と「匿名性が守られる情報(年齢、身長など)」はほぼ同程度であった。リーフレット高理解群で「氏名、住所等の個人情報」まで知ることができるが多くなっていた。



設問 提供者が誰であるかを知ることができる場合に、精子や卵子を提供するか？(Q32)  
 提供者が誰であるかを知ることができない場合に、精子や卵子を提供するか？(Q33)

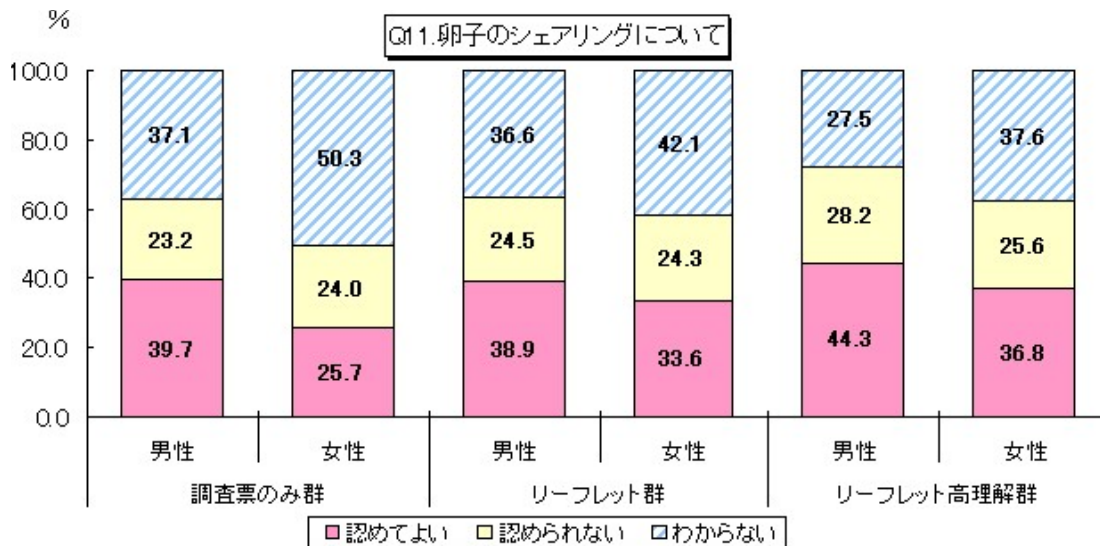
提供者が誰であるかを知ることができるか否かによって提供したいものの割合が変わる。提供者が誰であるかを知ることができる場合も6%以上が提供すると回答した。リーフレット高理解群は男性で15%、女性で10%弱が提供すると答えた。



8. 卵子のシェアリングについて(医療費の一部負担)

設問 体外受精を行っている女性から採取された卵子の一部を、医療費の一部を負担するという条件のもとで社会的に認めてもよいか？(Q11)

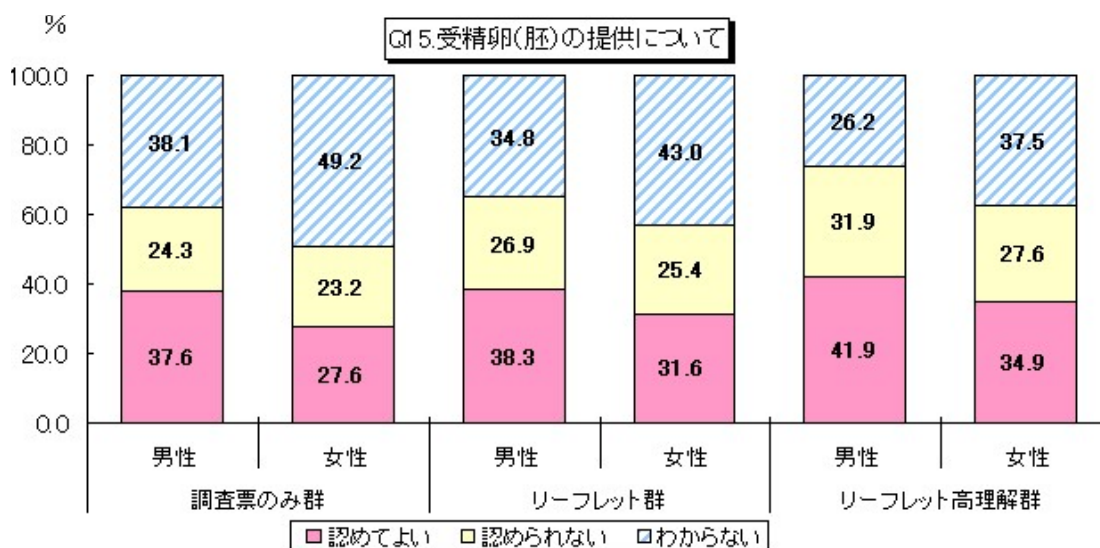
「認めてよい」が多かったが、意見が分かれており、調査票のみ群の女性は「わからない」が半数を超えた。



### 9. 受精卵(胚)の提供

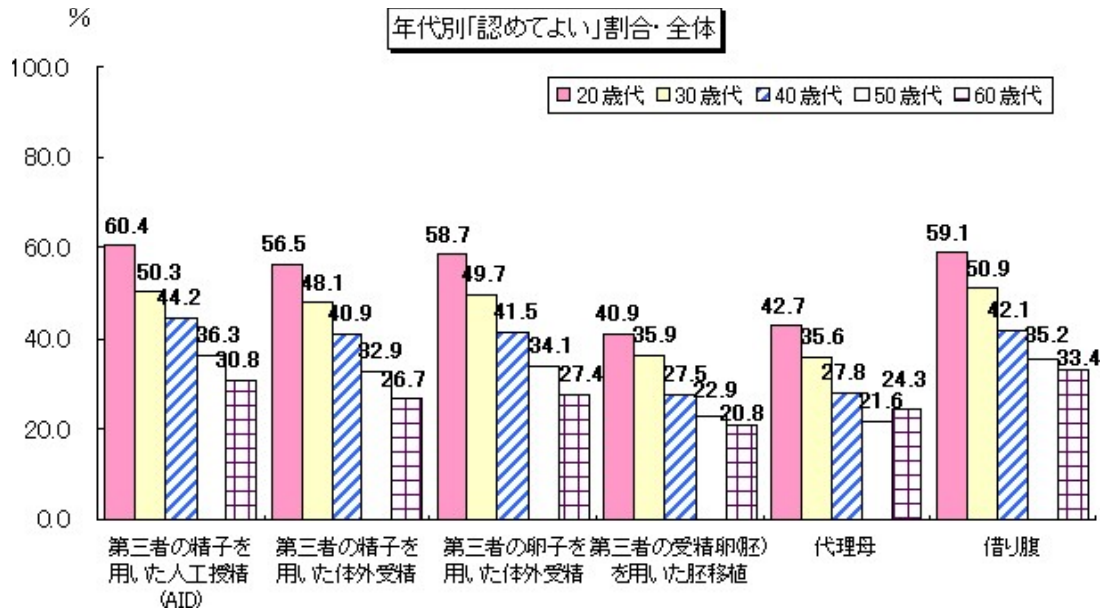
設問 卵子の提供だけで妊娠できる夫婦に、卵子の提供が少ない理由から受精卵(胚)の提供を受けることを一定の条件のもとで社会的に認めてもよいか？(Q15)

「認めてよい」が多かったが、「わからない」も多く、意見が分かれた。



### 10. 年代の違いによる是非

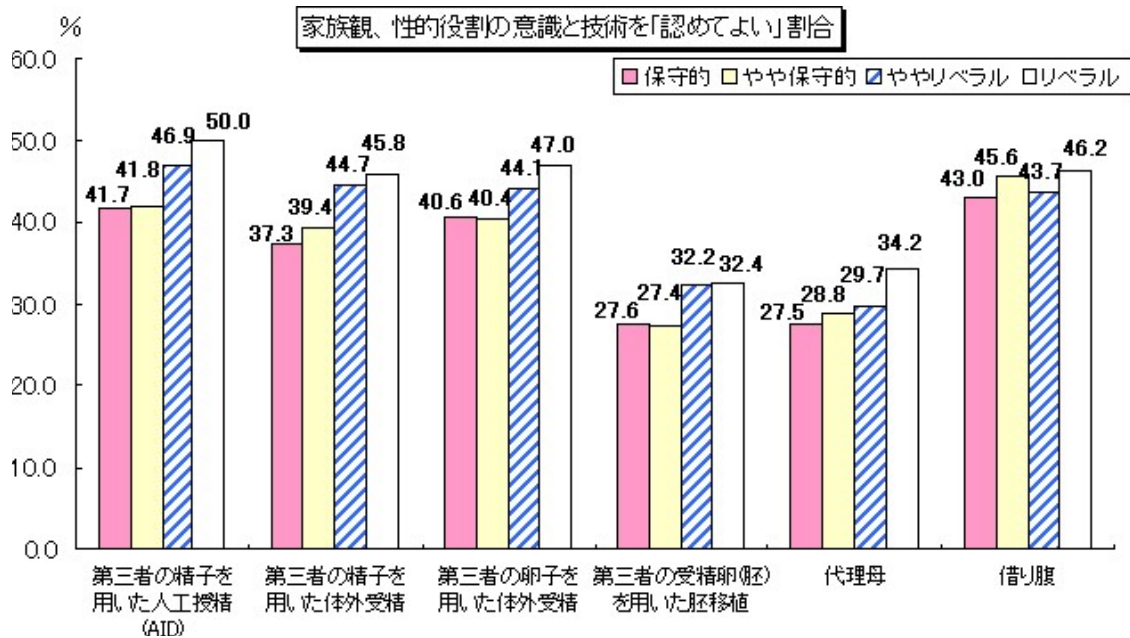
各種生殖補助医療技術の是非については、さまざまな因子の影響を受ける。そのひとつが年齢である。下の図は年代別の各種生殖補助医療技術について「認めてよい」と回答した者の割合である。年齢が上がるにしたがって、各技術について認めてよい者の割合が少なくなっていた。



### 11. 家族観等の違いによる是非

Q1は家族観や性的役割(ジェンダー)についての意識を問う質問である。選択肢の「Aに近い」を1点、「どちらかというAに近い」を2点、「どちらかというBに近い」を3点、「Bに近い」を4点として、得点の高いほど「リベラル」、低いほど「保守的」として、全体を4分位に分けた。4つの群について、各技術を「認める」者の割合を示した。

家族観や性的役割についての考え方が、リベラルであるほど「認めてよい」者の割合が高い結果となった。



### 12. 患者推計について

次のことを仮定して、患者推計を行った。

1. 男性の回答者はその配偶者が治療を受けているとした。
2. 2001年の年齢別人口を用いた。

その結果、今回の調査ではタイミング法を除く、不妊治療患者は466,900人(95%信頼区間は346,600～587,300人)と推計された。

前回(1999年)の調査では284,800人(95%信頼区間150,500～417,000人)と推計されていたので、約4年間で、1.6倍に増加したことになる。

	タイミング法	排卵誘発剤	人工授精	体外受精	顕微授精	その他	合計	タイミング法を除く合計

点推計 (千人)	94.5	226.4	66.0	59.6	75.3	39.7	561.5	466.9
95%信頼 区間下値	40.0	142.2	20.4	16.2	26.6	4.3	429.7	346.6
95%信頼 区間上値	149.1	310.6	111.6	102.9	124.0	75.1	693.2	587.3

注：1999年の調査では284,800人と推計されたが、タイミング法が選択肢に入っていなかった。よって、前回と比較する場合はタイミング法を除く466,900人が妥当であろう。

---

[トップへ](#)

[戻る](#)